

# 地域の山林をきれいにしませんか？

## 「森林・山村の多面的機能発揮対策」

里山林は、居住地近くに広がり、薪炭用材の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用されることにより、維持・管理されてきた森林です。

しかし、このような里山林は、昭和30年代の石油・ガスなどの化石燃料の普及、化学肥料の普及等により地域住民との関係が希薄になり、侵入竹などによる荒廃が進んだ結果、保水能力の低下、有害鳥獣被害、住宅や農地への日照阻害や倒木の危険を招いています。

そこで、国（林野庁）では、地域住民が森林所有者、NPO法人、民間団体などと一緒に活動組織を作って、里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して支援を行います。

### 現場のニーズ

荒れている里山林や竹林の手入れをしたい



地域の資源を活用して、山村を活性化したい



子ども達に、森林の中で自然体験させたい



### 活動メニュー

#### 【地域環境保全タイプ】

- ・里山林の機能、景観を維持するための活動
- ・侵入竹の伐採、除去活動

#### 【森林資源利用タイプ】

- ・木材を活用（薪、炭、木質バイオマス等）するための伐採、搬出、加工活動

#### 【森林空間利用タイプ】

- ・森林環境教育、森林レクリエーションの実践

## ○支援を受けるには？

森林・山村多面的機能発揮交付金を活用した取組を行うためには、以下に示す活動組織を設立する必要があります。

### 活動組織

#### 構成員：

活動組織の構成員は、地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた方（3名以上）で構成してください。

地域の**自治会**、NPO法人、森林組合等が単独で実施、又は1構成員となることも可能です。

なお、活動組織としての規約の作成や区分経理が必要となります。

#### 対象森林：

この事業の対象となる森林は、活動を行う時点において森林経営計画（及び森林施業計画）が策定されていない森林（一部例外あり）であって、活動組織と森林所有者とで利用協定を締結している森林です。要件を満たしていれば、学校林や公有林でも活用が可能となります。

#### 活動区域：

地域住民による里山林の保全、利用を支援することが本事業の目的であり、原則として活動組織は、活動する森林と同一都道府県内にある必要があります。

#### 活動計画書：

活動組織名、所在地、取組の背景及び概要、3年間の活動計画、年度別の取組内容、計画図、委託内容等を記載した計画書を作成する必要があります。



町を通じて、地域協議会（兵庫県緑化推進協会）に対して、申し込みを行います。

# ○森林・山村多面的機能交付金の対象活動と支援単価

## 1 活動への支援

里山林の保安全管理や資源を利用するための以下のような活動に対して、定額で助成を行います。

### ・活動推進費

(助成単価：初年度のみ。15万円)

現地での林況調査、活動計画に基づく取り組みに関する話し合い、研修等

### ・地域環境保全タイプのうち「里山林保全活動」

(助成単価：16万円/ha)

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止策等の設置、機械の取扱講習、傷害保険等



### ・地域環境保全タイプのうち「侵入竹除去、竹林整備活動」

(助成単価：38万円/ha)

竹・雑草木の伐採・搬出・処理、傷害保険等



### ・森林資源利用タイプ (助成単価：16万円/ha)

雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、傷害保険、森林施業技術の向上に向けた技術指導活動等



### ・森林空間利用タイプ (助成単価：5万円/回 ※上限12回)

森林環境教育、森林レクリエーション、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術向上に向けた技術指導活動、傷害保険等



## 2 資機材への支援

1のような活動を実施するために必要な機材及び資材の購入・設置に対して、必要額の2分の1を助成します。(ただし、森林空間利用タイプを除く。)

(想定している資機材)

刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウィンチ、軽架線、チップパー、わな、苗木、電気柵、土留め柵等資材、薪割機、薪ストーブ、炭焼き小屋、あずまや、設置費等 ※パソコン、デジカメ等著しく汎用性の高い機材は対象外です。

## ○その他支援を受ける場合の留意点は？

- ・ 1活動組織当たり年間500万円を上限として支援します。
- ・ 平成26～28年度の3年間継続した活動が必要です。
- ・ 地域の活動組織が持続的に里山林の整備や利用活動を実施することを基本として、森林整備の作業等について、地域の森林組合などに作業を委託することができます。
- ・ 人工林でも活用できます。
- ・ 収益は山主に還元する等地元でご活用いただけますので、ぜひ森林資源利用タイプをご検討ください。



○お問い合わせ先: 佐用町役場農林振興課 TEL0790-82-0667

※本資料は、林野庁の作成した資料を佐用町において修正して使用しております。